

デイサロン花りん
地域密着型通所介護・横浜市通所介護相当サービス
運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそる（以下、「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業、横浜市通所介護相当サービス（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において 排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護、横浜市通所介護相当サービス（以下、「地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 デイサロン花りん
所在地 横浜市戸塚区上柏尾町 244 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1) 管理者 1人（常勤兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な指示を行う。

2) 生活相談員 3人（常勤兼務1人、非常勤兼務2人）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、地域密着型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する地域密着型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画書、横浜市通所介護相当サービス計画書の作成の補助等を行う。

- 3) 看護職員 3人（非常勤兼務3人）
看護職員は、健康管理の業務に当たる。
- 4) 機能訓練指導員 3人（非常勤兼務3人）
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。
- 5) 介護職員 11人（非常勤兼務11人）
介護職員は、指定地域密着型通所介護等の業務に当たる。
- 6) 事務職員 1人（非常勤）
- 7) 運転職員 7人（非常勤うち4人は介護職兼務）

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1) 営業日 : 月曜日から金曜日までとし、祝日も営業する。
ただし、12月29日から1月3日を除く。
- 2) 営業時間 : 8:15～18:00
- 3) サービス提供時間: 9:40～16:45

（地域密着型通所介護等の利用定員）

第6条 地域密着型通所介護等の利用定員は地域密着型通所介護と横浜市通所介護相当サービスを合計して13人とする。

（地域密着型通所介護等の利用料）

第7条 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。詳細は料金表のとおりとする。

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護等に要した交通費は、次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた所から 片道1kmあたり50円
- 3 利用者の希望によるその他の費用
 - 1) 昼食代 750円（おやつ代100円を含む）
 - 2) おむつ代・パット代 実費
 - 3) 教養娯楽費 実費
 - 4) 当日キャンセルがあった場合については、500円を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意を得るものとする。
- 5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（地域密着型通所介護等の内容及び提供方法）

第8条 地域密着型通所介護等の内容は、次の通りとする。

- 1) 日常生活上の世話及び支援
- 2) 食事の提供

- 3) 入浴
 - 4) 機能訓練
 - 5) レクリエーション
 - 6) 健康状態の確認
 - 7) 送迎
 - 8) 生活等の相談及び助言
- 2 地域密着型通所介護等の提供方法は、次の通りとする。
- 1) 事業所は、地域密着型通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
 - 2) 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画等をサービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。
 - 3) 前号の地域密着型通所介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った地域密着型通所介護計画等を作成する。
 - 4) 管理者は地域密着型通所介護計画等をサービスの提供に関わる従事者と共同して作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
 - 5) 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - 6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
 - 7) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
 - 8) 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の地域密着型通所介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
 - 9) 居宅サービス計画等の作成後においても、当該地域密着型通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該地域密着型通所介護計画等の変更を行う。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、戸塚区（柏尾町、上柏尾町、平戸町、平戸、品濃町、上品濃町、川上町、名瀬町、前田町、秋葉町、上矢部町、鳥が丘、矢部町、吉田町、舞岡町、南舞岡、上倉田町、戸塚町）、港南区（下永谷、芹が谷、東芹が谷）、保土ヶ谷区（境木本町、権太坂）とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 10 条 利用者が地域密着型通所介護等の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次の通りとする。

- 1) 機能訓練を実施する際には、従業員の支援のもとで行っていただくこと
- 2) 体調によっては入浴等を中止していただく場合があること
- 3) 利用をキャンセルする場合には、前日中に連絡していただくこと (留守番電話可)

(衛生管理等)

第 11 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(事故発生時の対応)

第 13 条 事業所は、利用者に対する地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

- 2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年 2 回以上定期的に行う。

(苦情に対する対応方針)

第 15 条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

- 3 利用者からの苦情は下記を窓口とする。

デイサロン花りん

電話番号：045-828-1251

担当者：管理者

受付時間：月曜日～金曜日 8：15～18：00

横浜市戸塚区役所高齢・障害支援課	電話：045-866-8452
横浜市港南区役所高齢・障害支援課	電話：045-847-8495
横浜市保土ヶ谷区役所高齢・障害支援課	電話：045-334-6394
神奈川県国民健康保険団体連合会	電話：045-329-3447
横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課	電話：045-671-2356

(地域との連携等)

第16条 事業所は、横浜市地域密着型サービス事業所における運営推進会議設置運営要領に基づき、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、運営を行う。

2 運営推進会議は、おおむね6か月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(個人情報の保護)

第17条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるよう努める。

- 1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後3～4ヶ月以内
 - 2) 継続研修 随時
- 2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、秘密保持に関する誓約書の内容とする

- 4 事業所は、地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はデイサロン花りんの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、2005年2月1日より施行する。
- この規程は、2005年10月1日より施行する。
- この規程は、2006年4月1日より施行する。
- この規程は、2010年4月1日より施行する。
- この規程は、2012年5月1日より施行する。
- この規程は、2013年7月1日より施行する。
- この規程は、2013年12月1日より施行する。
- この規程は、2015年5月1日より施行する。
- この規程は、2015年12月1日より施行する。
- この規程は、2016年4月1日より施行する。
- この規程は、2017年2月1日より施行する。
- この規程は、2017年12月1日より施行する。
- この規程は、2019年8月18日より施行する。
- この規程は、2020年3月15日より施行する。
- この規程は、2021年6月1日より施行する。
- この規程は、2023年2月1日より施行する。